○農林水産省告示第千六百四十四号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、木質ペレット燃料についての取扱業者の認証の技術的基準（令和五年農林水産省告示第七百四十五号）の一部を次のように改正し、令和九年一月二十八日から施行する。

令和八年十月三十日

農林水産大臣　武部　新

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千六百四十五号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十二条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、木質ペレット燃料についての検査方法（令和五年農林水産省告示第七百四十四号）の一部を次のように改正し、令和九年一月二十八日から施行する。

令和八年十月三十日

農林水産大臣　武部　新

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千六百四十六号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、木質ペレット燃料の格付の表示の様式及び表示の方法（令和五年農林水産省告示第七百四十三号）の一部を次のように改正し、令和九年一月二十八日から施行する。

令和八年十月三十日

農林水産大臣　武部　新

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○国土交通省告示第千三百十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十九条第二項の規定に基づき、採光のための窓その他の開口部を設けることを要しない衛生上支障がない建築物を次のように定める。

令和八年十月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

採光のための窓その他の開口部を設けることを要しない衛生上支障がない建築物を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十九条第二項第四号の衛生上支障がない建築物は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター（老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）第一条の三の二に規定する第一号通所事業の用にのみ供するものに限る。）とする。

附　則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百八十四号）の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。

○国土交通省告示第千三百十七号

地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和八年総務省令第四十五号）の施行に伴い、平成二十二年国土交通省告示第二百六十八号の一部を次のように改正し、同令の施行の日（令和八年十一月一日）から適用する。

令和八年十月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　地方税法施行規則附則第六条第十一項に規定する地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線は、本邦内の各地間の路線のうち、成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、新千歳空港、大阪国際空港、福岡空港及び那覇空港の相互間の路線を除いたものとする。 2　地方税法施行規則附則第六条第十二項に規定する特に地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線は、前項に定める路線のうち、東京国際空港又は大阪国際空港を出発空港又は到着空港とする路線を除いたものとする。	1　地方税法施行規則附則第六条第二十項に規定する地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線は、本邦内の各地間の路線のうち、成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、新千歳空港、大阪国際空港、福岡空港及び那覇空港の相互間の路線を除いたものとする。 2　地方税法施行規則附則第六条第二十一項に規定する特に地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線は、前項に定める路線のうち、東京国際空港又は大阪国際空港を出発空港又は到着空港とする路線を除いたものとする。

○国土交通省告示第千三百十八号

自動車事故対策事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）別表第一備考の告示で定める金額を次のとおり定め、令和八年十一月一日以後に納付すべき事由が生ずる自動車事故対策事業賦課金について適用し、令和五年国土交通省告示第二百四十号は、令和八年十月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に納付すべき事由が生じた自動車事故対策事業賦課金については、なお従前の例による。

令和八年十月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

千八百十二円

○国土交通省告示第千三百十九号

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和八年総務省令第四十五号）の施行に伴い、令和三年国土交通省告示第三百二十六号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

本則中「附則第六条第七十一項」を「附則第六条第六十項」に改める。

別記様式中「附則第11条第35項」を「附則第11条第33項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省告示第千三百二十号

地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和八年総務省令第四十五号）の施行に伴い、令和二年国土交通省告示第八百五十号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

本則中「附則第六条第七十八項」を「附則第六条第六十九項」に改める。

別記様式中「附則第６条第78項」を「附則第６条第69項」に改める。

附　則

この告示は、令和八年十一月一日から施行する。